

(設置)

第1条 市民の保養と健康増進を図るとともに、福祉の向上と地域振興に資することを目的として、いきいきランドを設置する。

(名称及び位置)

第2条 いきいきランドの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 いきいきランドかが

位置 加賀市熊坂町乙1番地1

(事業)

第3条 いきいきランドかが(以下「ランド」という。)は、[第1条](#)の目的達成に必要と認められる事業を行う。

(指定管理者による管理)

第4条 ランドの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ランドの利用の許可に関する業務

(2) ランドの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、ランドの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用時間)

第6条 ランドの利用時間は、[別表第1](#)のとおりとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休業日)

第7条 ランドの休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 [前項](#)の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時に休業することができる。

(一般開放日)

第7条の2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条のスポーツの日は、グラウンドゴルフ場、屋内グラウンド及び屋外グラウンド(以下「体育施設」という。)を一般開放する。

(利用の許可)

第8条 ランドを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用を取り消し、又は許可に係る事項を変更するときも同様とする。

2 [前項](#)の許可の際、指定管理者は、必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、ランドの利用を許可しない。

(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) その利用が施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(利用の取消し等)

第10条 指定管理者は、[第8条第1項](#)の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、当該許可に付した条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請によって利用の許可を受けたとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 指定管理者は、利用者が[前項](#)の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(目的外利用及び利用権譲渡の禁止)

第11条 利用者は、許可を受けた目的以外にランドを利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金の納入)

第12条 利用者は、指定管理者にランドの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、[別表第2](#)に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 [次の各号](#)に掲げる者の利用料金は、[当該各号](#)に定める金額とする。

(1) 市内に住所を有する者

ア 高齢者(75歳以上の者をいう。以下同じ。) [前項](#)の規定により定める一般の金額の半額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)

イ 中学生以下の者(入浴施設の利用料金を除く。) 無料

(2) 市内に住所を有しない者(入浴施設の利用料金を除く。)

ア 高齢者 [前項](#)の規定により定める一般の金額

イ 中学生以下の者 [前項](#)の規定により定める高校生の金額

ウ [ア](#)及び[イ](#)以外の者 [前項](#)の規定により定める金額の2倍の額

(3) 障害者等(公の施設の使用料に関し、別に規則で定める者をいう。以下同じ。) 無料。ただし、本市に住所を有しない障害者等の入浴施設に係る利用料金は、[別表第2](#)に定める一般(高校生以上)の金額の半額(当該障害者等が中学生以下の場合は、[同表](#)に定める金額)

(利用料金の収入)

第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(適用除外)

第16条 [第12条](#)及び[前2条](#)の規定は、[加賀市公の施設共通使用料条例\(平成17年加賀市条例第82号\)第5条第1項](#)に規定する共通券を提示してランド(体育施設に限る。)を利用する者については、適用しない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、ランドの利用を終えたときは、速やかに原状に回復し、指定管理者の確認を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、相当金額をもって損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前のいきいきランドかが条例(平成9年加賀市条例第35号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日において、現に合併前の条例の規定によりその管理に関する事務を委託している施設の管理については、平成18年9月1日(その日前に[加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例\(平成17年加賀市条例第71号\)第6条](#)の規定に基づき当該施設に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお合併前の条例の例による。

(市長による管理)

4 [第4条](#)の規定にかかわらず、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長がランドの管理を行うものとする。

5 [前項](#)の規定により市長が管理を行う場合においては、[第6条第2項](#)及び[第7条第2項](#)中「指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要と認めるときは、」と、第8条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、[同条第1項](#)中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、[同条第2項](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、[同条](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、第

10条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、[同条第1項](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用の」とあるのは「使用の」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、[同項第2号](#)中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、[同条第2項](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、第11条の見出し中「目的外利用及び利用権譲渡」とあるのは「目的外使用及び使用権譲渡」と、[同条](#)中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用し」とあるのは「使用し」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、[同条第1項](#)中「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、[同条第2項](#)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、[同条第3項](#)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、[第13条](#)中「利用料金」とあるのは「期間を定めて管理の業務の一部の停止を命じたときは、利用料金の全部又は一部」と、「収受させる」とあるのは「収受させることができる」と、第14条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、[同条](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第15条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、[同条](#)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、[同条ただし書](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、[第16条](#)中「利用」とあるのは「使用」と、[第17条](#)中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、[第18条](#)中「利用者」とあるのは「使用者」と、[別表第1](#)中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、[別表第2](#)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用区分」とあるのは「使用区分」と、「個人利用」とあるのは「個人使用」と、「専用利用」とあるのは「専用使用」と読み替えるものとする。

附 則(平成18年2月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条を追加する改正規定、第3条の改正規定(同条を第4条とする部分を除く。)、第6条第1項の改正規定(同条を第7条とする部分を除く。)、第11条第3項及び第4項の改正規定(同条を第12条とする部分を除く。)、別表第1の改正規定(「第5条関係」を「第6条関係」に改める部分を除く。)並びに別表第2の改正規定(「第11条関係」を「第12条関係」に改める部分を除く。)は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第15号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月17日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のいきいきランドかが条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月17日条例第35号)

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日条例第4号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

利用時間

施設区分		利用時間
入浴施設		午前10時から午後10時まで
体育施設	グラウンド	4月1日から9月30日まで 午前6時から午後7時30分まで
	ゴルフ場	10月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後6時まで
	屋内グラウンド	午前9時から午後10時まで
	屋外グラウンド	4月1日から9月30日まで 午前6時から午後7時30分まで
		10月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後6時まで

別表第2(第12条関係)

利用料金

(単位：円)

施設区分		利用区分		単位	金額
入浴施設		一般(高校生以上)		1回分	580
				回数券(11回分)	5,800
		小中学生		1回分	230
				回数券(11回分)	2,300
		小学生未満		1回分	110
				回数券(11回分)	1,100
体育施設	グラウンドゴルフ場	個人利用	一般	1回分	160
				回数券(11回分)	1,600
				通年利用券	8,400
			高校生	1回分	70
				回数券(11回分)	700
		専用利用	一般	1時間	1,220
			高校生		600
	屋内グラウンド	個人利用	一般	1回分	160
				回数券(11回分)	1,600
			高校生	1回分	70
				回数券(11回分)	700
		専用利用	一般	1時間	1,220
			高校生		600
	屋外グラウンド	個人利用	一般	1回分	160
				回数券(11回分)	1,600
			高校生	1回分	70
				回数券(11回分)	700
		専用使用	一般	1時間	1,220
			高校生		600